

- 問題 1. 外為法第 25 条第 1 項では、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。」と規定されているが、いずれの政令も、「外国為替令」を指す。
- 問題 2. 神戸にある分析機器メーカー A は、輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項に該当する遠心分離機 3 台を、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、フランスの医薬品メーカー B に輸出した。この場合、分析機器メーカー A は、この輸出に関する資料を輸出時から少なくとも 7 年間保存しなければならない。
- 問題 3. 輸出令別表第 1 の 4 の項及び外為令別表の 4 の項は、MTCR に基づく貨物と技術が規制されている。
- 問題 4. 東京にあるメーカー A は、アメリカにあるメーカー B から、電子レンジの製造用に、同一の契約で、輸出令別表第 1 の 5 の項（3）に該当する製品 X（価額 95 万円）と輸出令別表第 1 の 5 の項（16）に該当する製品 Y（価額 97 万円）の注文を受けた。なお、いずれも告示貨物ではない。これらの製品を輸出する際、メーカー A は、少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。
- 問題 5. 東京にある水処理メーカー A は、来月、シンガポールで行われる水処理装置の国際展覧会に、海水を真水に変えるクロスフローろ過装置 α（輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項に該当）を出品する予定である。この場合、国際展覧会終了後、日本に戻るのであれば、輸出許可は不要である。
- 問題 6. 九州にある A 大学の X 教授は、ニューヨークにある出版社 B との契約に基づき、外為令別表の 3 の項（1）に該当する化学製剤の効率的な製造方法に関する研究論文を、同社発行の科学雑誌に掲載するために、編集長 Y 宛に電子メールで原稿を送る予定である。この場合、X 教授は、役務取引許可を取得する必要がある。

問題 7. 東京にある貿易会社Aは、来年 2 月にタイ向けにポンプ α を輸出するので、大阪にあるポンプメーカーBから、ポンプ α の該非判定書を入手したところ、「ポンプ α は、輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) に該当し、かつ、輸出令別表第 1 の 16 の項にも該当します。」と記載されていた。貿易会社Aの輸出管理担当者は、ポンプメーカーBの該非判定書は、誤っていると判断し、再度、提出をお願いすることにした。貿易会社Aの対応は正しい。

問題 8. 現在、イラン、イラク、北朝鮮の輸出令別表第 4 の地域向けの輸出については、全面的な輸出禁止措置が取られている。

問題 9. 東京にある貿易会社Aは、インドにある企業X (外国ユーザーリストに掲載されている。懸念区分は、ミサイル。) から輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する貨物の注文を受けた。民生用途で、キャッチオール規制通達にある「明らかガイドライン」に照らしても疑わしいところがなく、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知 (インフォーム) もないということであれば、当該貨物について輸出許可を取得することなく輸出できる。

問題 10. 大阪にある鉄鋼メーカーAは、特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可を取得している。イギリスのメーカーXから、輸出令別表第 1 の 5 の項に該当する合金の板 (計 20 トン) の注文を受け、用途を確認したところ、新型の射程が 300 キロメートル以上の大陸間弾道ミサイルの製造に用いると連絡を受けた。この場合は、特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可は、失効する。

問題 11. 特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可及び特別一般包括役務取引許可は、輸出者に便宜を図る許可制度なので、申請者は輸出管理内部規程を整備しなくても、当該包括許可を取得することができる。ただし、当該特別一般包括許可の範囲は、輸出令別表第 3 の地域であるホワイト国向けに限られている。

問題 1 2. 東京にあるソフトウェア会社Aでは、インドや中国にある自社の海外子会社に通信用ソフトウェアの開発を委託している。そのため、海外子会社に対し、頻繁に必要な技術資料やプログラムを提供している。ただ、ソフトウェア会社Aでは、海外子会社への開発委託は、支払いばかりで、自社の売り上げとはならないので輸出管理は行わず、専ら売り上げがある自社の海外営業部門に対してのみ輸出管理を行っている。ソフトウェア会社Aの輸出管理上の対応は、適切である。

問題 1 3. 東京の電子機器メーカーAは、イエメン共和国の防衛産業企業B（外国ユーザーリストには掲載なし。）より、輸出令別表第1の16の項（1）に該当する通信装置の部分品（20個）の引合を受けた。防衛産業企業Bに用途を確認したところ、同国軍傘下にある沿岸警備艇の無線送信機用に利用するとの連絡を受けたが、輸出時までには経済産業大臣からのインフォームはなかったため、輸出許可を取得しないで輸出した。なお、イエメンは、輸出令別表第3の2の国連武器禁輸国ではない。

問題 1 4. 大阪にある貿易会社AのX営業部長は、輸出令別表第1の9の項（7）に該当するパソコンを自己使用目的で携帯して、1週間の予定でドバイ（アラブ首長国連邦）に出張し、現地で建設中の海水処理プラントの商談を行った後、そのパソコンを本邦に持ち帰る場合、輸出許可の取得は不要である。

問題 1 5. 外為法第48条第1項に規定する「輸出をしようとする者」とは、法人のことであり、自然人（個人）は含まれない。

問題 1 6. 札幌にあるA社では、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、日本からフィリピンにある子会社Bにふっ素化合物の製品（輸出令別表第1の5の項（1）に該当）を輸出し、現地で在庫の上、フィリピンで販売することを予定している。予定される需要者の一部については、軍関係機関であることを知らされているが、用途については、核兵器等の開発等に用いられる又は用いられる恐れや疑いがないことが判明しているため、当該輸出に先立ち経済産業大臣への事前の届出は不要と判断した。

問題 17. 測定機器メーカーA社の輸出管理担当者は、営業の担当者から「韓国の工作機械メーカーX社に輸出する5台の測定装置（輸出令別表第1の2の項（12）に該当。）のうち、3台は韓国から更に中国にあるX社の上海工場に再輸出される契約であるが、その場合はどう対応すればよいのか。」と質問を受けた。輸出管理担当者は、「一旦韓国に輸入され、加工されることもなく中国に再輸出されるので、再輸出は韓国で必要な許可等をとれば良い。」と回答した。これを受け、営業担当者は、本邦から直接輸出する韓国は、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証の適用範囲と考え、当該包括許可証で輸出する予定である。

（参考）包括許可取扱要領 [別表A] より
 韓国は、「い地域①」、中国は、「ろ地域」。

	い地域①	い地域②	ろ地域 (ち地域を除く)	ち地域
輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条14号又は17号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—

問題 18. 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物とは、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物という意味である。

問題 19. 名古屋にある工作機械メーカーAのX営業課長は、大阪にある農産物を輸入している貿易会社B（資本金1,000万円）から、輸出令別表第1の2の項に該当する最新型のNC工作機械1台（価額1億円）の引き合いを受けた。X営業課長は、貿易会社Bとは、初めての取引であったが、購入代金は、値引きなしの前払いで、設置・据付も不要という好条件であった。ただ、操作マニュアルや取扱説明書について、ハングル（朝鮮語）のものを求められたことや、航空機の製造でよく使われる加工方法等について、何度もきかれたことから、単なる国内取引ではないと思ったが、自社の決算期でもあり、自分のノルマも、まだ達成していなかったため、直ちに受注することにした。工作機械メーカーAの輸出管理上の対応は、適切である。

問題 2 0. 一般包括許可の申請を行うことができる者の要件の 1 つとして、電子申請により申請を行う者とされている。

問題 2 1. 毎日輸出を行っている企業であっても、輸出令別表第 1 の 1 から 1 5 の項に該当する貨物の輸出及び外為令別表の 1 から 1 5 の項に該当する技術の提供を行っていないのであれば、我が国の安全保障を脅かしたり、国際的な紛争には結びつかないので、外為法第 5 5 条の 1 0 の輸出者等遵守基準に基づく該非確認責任者を選任する必要はない。

問題 2 2. 中国やタイなど海外の子会社等の輸出管理に関しては外為法の適用は受けないので、資本出資率に関係なく日本の親会社は当該子会社等に輸出管理の指導をする必要はない。

問題 2 3. 平成 1 8 年 3 月 3 日付けの「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」という通達では、不正な輸出等がなされないよう万全を期すため、輸出管理内部規程の履行の一環として監査を定期的を実施し、輸出管理体制の不備や不正輸出等がないか十分チェックすることが求められている。

問題 2 4. 出荷・輸出される貨物や技術が、輸出関連書類に記載された貨物や技術と同一であることを確認することは、アメリカなど輸出令別表第 3 の地域であるホワイト国向けの場合は省略してもよいと平成 1 8 年 3 月 3 日付けの「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」という通達で規定されている。又、通関事故が発生した場合であっても、その内容によっては、必ずしも輸出統括部署に報告する必要はないと規定されている。

問題 2 5. 横浜にある素材メーカー A は、外国ユーザーリストに掲載されているパキスタンの大学を卒業したパキスタン人の X を開発研究員として、平成 2 4 年 1 2 月 2 1 日に雇用した。素材メーカー A は、平成 2 5 年 1 月中旬に実施する新人研修で、外為令別表の 5 の項に該当する重合体に関する技術資料を X に提供する予定であるが、この場合、役務取引許可は不要である。

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
MTCR	Missile Technology Control Regime、 大量破壊兵器の運搬手段であるミサイル及び関連汎用品・技術の輸出管理体制のこと。
リスト規制	国際的な合意等を踏まえ、武器及び大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの、具体的には輸出令別表第1の1から15の項に該当する貨物、又は外為令別表の1から15の項に該当する技術（役務）を輸出（提供）しようとする場合、経済産業大臣の許可が必要となる制度。
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第五号で規定されている特例をいう。
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物をいう。
キャッチオール規制 通達 (補完規制通達)	大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について

平成24年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第24回)

(STC Associate)試験問題